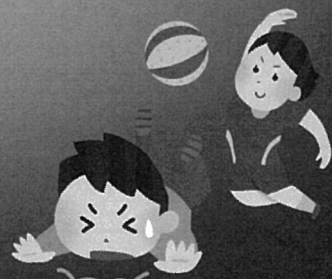


# 熊本県PTA共済について



令和8年度  
一般財団法人

熊本県PTA教育振興財団

## 熊本県PTA共済とは

- 熊本県PTA教育振興財団の事業である共済制度
- 熊本県下の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校におけるPTA活動や学校管理下での教育活動の中で発生した事故の被災者を対象（死亡、後遺障害、負傷、急性の疾病）
- 学校のPTAが共済契約者となり、加入者（児童生徒・保護者・教員・指導者等）を募り、加入や共済金請求などの手続きを行う
- \*学校へのAEDや非接触型体温計の配置、子ども見守り事業の支援なども実施

## PTA共済の対象となる教育活動の範囲

地域自治会  
青少協

地方自治体  
教育委員会

PTA会長承認行事

PTA  
活動

PTA  
活動

学校管理下

部活動

校外活動

スポーツ・  
文化団体

地域  
子供会

## PTA活動となるのは…

- ◆ いずれもPTA会長が責任者となる
  - \* PTA会長は、すべての責任者となって対応（年間計画、会長名の案内・企画・実施要項等の文書）
- ◆ 主催：PTAが企画運営するもの
  - \* PTA会員とその学校の児童生徒等、PTAで認めた者のみが参加者
- ◆ 共催：他団体と共同で企画運営するもの
  - \* 活動の企画・準備・運営・安全配慮のすべてに、PTA内の担当者が必ず参加し、費用負担するもので、参加者は、PTA会員や児童生徒等に限らない
  - \* PTA会長名で、PTA内への案内を必ず出すこと
- \* 学校管理下の部活動が社会体育に移行した場合、PTA活動には含まれません。

令和8年6月2日

〇〇小学校PTA会員の皆様

〇〇小学校PTA会長 共済 入郎

地域清掃について（ご案内）

下記の要領で校区の皆さんとともに地域清掃を実施いたしますので、PTA会員の皆さん、児童の皆さんのご参加をお願いいたします。

記

- 1) 主催： 〇〇校区自治会、校区青少協、〇〇小学校PTA
- 2) 日時： 令和8年7月19日（日） 午前8時～午前10時
- 3) 場所： 〇〇小学校運動場に集合（午前7時45分までに）  
〇〇校区内の4つの公園に分散（当日地区ごとに指示）  
〇〇小学校運動場に再集合（午前10時までに）  
\*公園で回収したごみ等も小学校に集めます。
- 4) 持参するもの：運動のできる服装、運動靴、帽子、飲み物、軍手、ごみ袋
- 5) 雨天時の開催についての連絡は、当日午前6時30分にメール配信します。

## PTA会長承認行事とは…

PTAの所属する学校における教育活動で、学校管理下あるいはPTA活動に含まれないものであっても、「PTA会長承認行事」として認められている場合

部活動の活動や校外学習などで、休日に行われるもので学校管理下とならないもの等

\*予めPTA会長に申請し、会長から「教育活動として適切である」ことの承認を受けます。（文書による承認の記録）

・学級や学年などでの校外活動、学校やPTAを代表する活動等

## 共済制度の内容は

### P 災コース

- ・ 児童生徒等（保護者が非PTA会員でも加入できる）
- ・ 部活動等の指導者（教職員・外部指導者等）

### 安互コース

- ・ PTA会員（保護者・教職員等）
- ・ 地域のPTA活動指導者や支援者
- 共済期間：1年間（4月1日～3月31日）
- 共済掛金：年額一括払い（原則）
- 給付の対象：PTA活動、学校管理下の教育活動の一部、PTA会長承認行事、活動への往復中など

## PTA共済に加入できるのは…

### P 災コース

#### 児童生徒等

部活動の指導者  
（学校管理下）

- ・ 教職員指導者（PTA会員）
- ・ 外部指導者（校長委嘱）

PTAプール指導者  
（校長委嘱）

### 安互コース

PTA会員  
（保護者・教職員）

PTA活動指導者・支援者  
PTA準会員

（年間を通してPTA活動を指導、支援する地域の方）

（保護者の代理）

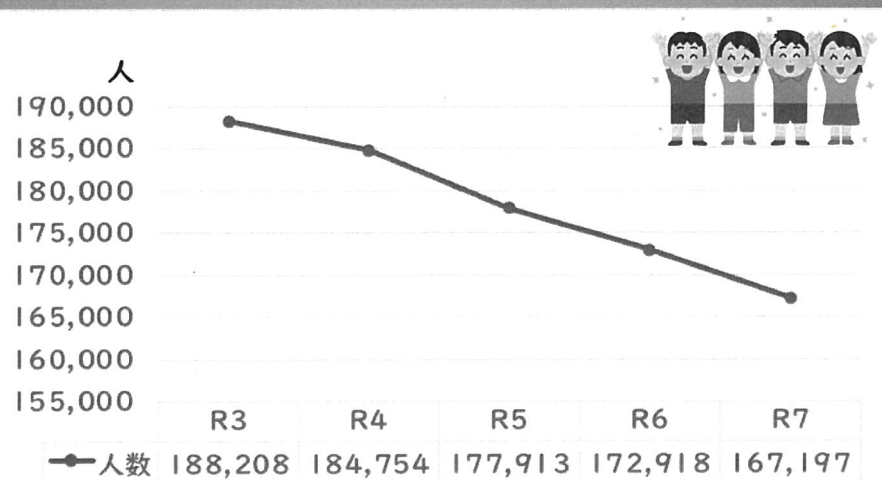
## 共済掛金と給付共済金の額

	加入者	共済掛金 (年額)	死亡共済金 障害共済金	負傷共済金
P 災 コース	小・中学校・義務教育学校の 児童生徒	500円	最高 3000万円	最高 100万円
	高校・高専等の生徒・学生	800円	最高 3000万円	最高 100万円
	部活動等の指導者 教職員指導者(PTA会員) 外部指導者(校長委嘱) PTAプール指導者	500円	最高 3000万円	最高 100万円
安互 コース	保護者(PTA会員):1家庭	150円	最高 500万円	最高 30万円
	教職員(PTA会員)	150円	最高 500万円	最高 30万円
	PTA活動の指導者・支援者	150円	最高 500万円	最高 30万円

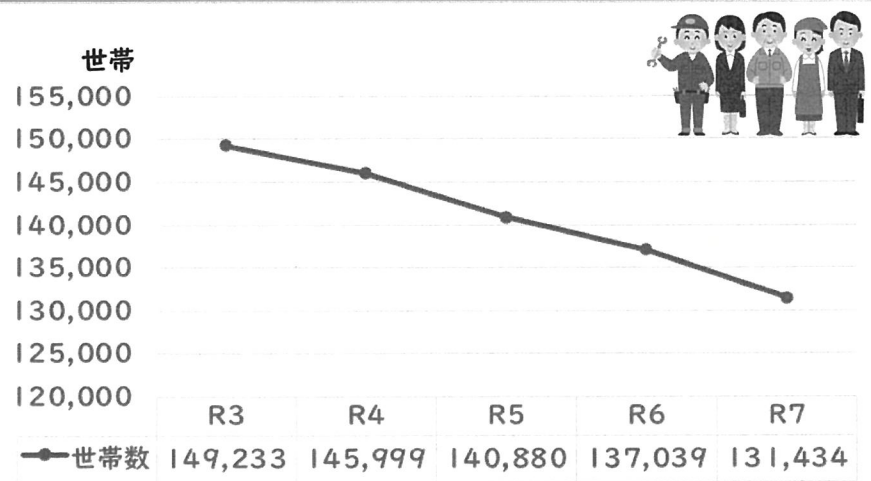
## 加入者はどのくらい? 令和7年度 (R8.1月31日現在)

P 災コース			安互コース		
種別	加入数(人)	加入率	種別	加入数(世帯)	加入率
小学校	77,183	88.1%	小学校	55,036	91.4%
中学校	44,573	93.9%	中学校	36,138	92.5%
高等学校	43,083	99.8%	高等学校	38,226	92.7%
特別支援学校	2,358	96.2%	特別支援学校	2,034	93.0%
部活動等の 指導者等	8,955	—	教職員・指導者 等(人)	9,497	—
計	176,152人		計	140,931	

## P 災コース 児童生徒加入数の推移 R3~R7



## 安互コース 加入世帯の推移 R3~7



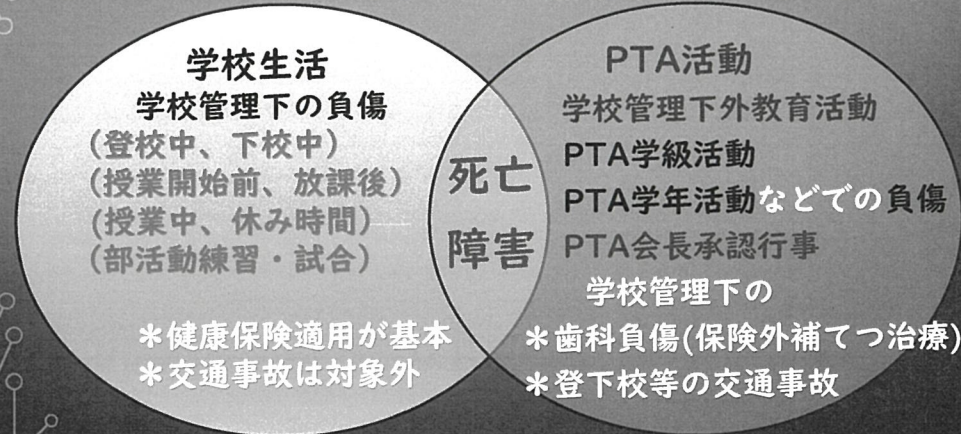
## 給付の対象となるのは？

### P災コース→児童・生徒等

- ▽ P T A活動に参加中の事故・急性の疾病  
(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)
- ◆ 学校管理下での事故・急性の疾病のうち障害が残るもの・死亡に至ったもの、交通事故、歯科保険外治療が必要なもの
- ◆ P T A会長承認行事に参加中の事故・急性の疾病  
(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)
- \* 学校管理下に含まれない部活動や学級での活動のPTA会長承認行事
- \* いずれも活動に参加するための往復中、登下校中を含む

## 児童生徒等の被災について

日本スポーツ振興センター 熊本県PTA共済



## 学校管理下の事故等もPTA共済へ

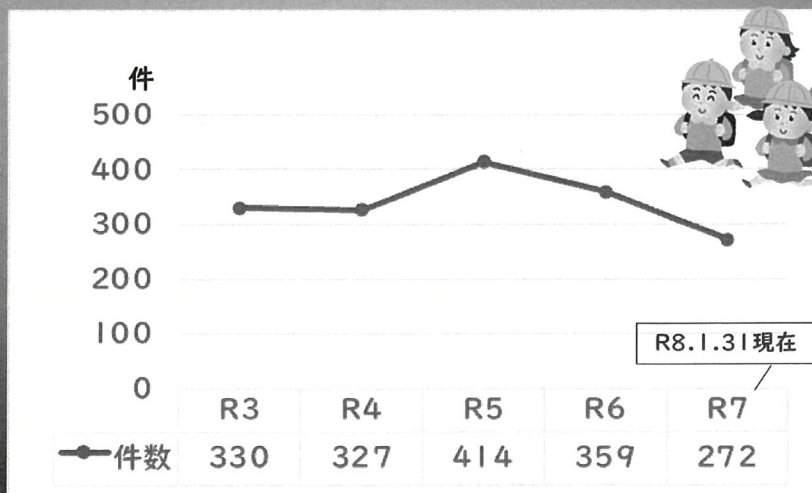
- ▽ 死亡(児童生徒等の事故死、突然死)・障害  
→スポーツ振興センターとPTA共済からも重ねて規定の共済金が給付
- ◆ 交通事故：登下校、部活動の試合等の往復  
→PTA共済から規定の交通事故共済金が給付  
(死亡、後遺障害含む)
- ◆ 歯科負傷：保険外補てつ治療が必要な場合  
→PTA共済から歯科特別共済金が給付(1本9万円上限)

## 給付の対象となるのは？

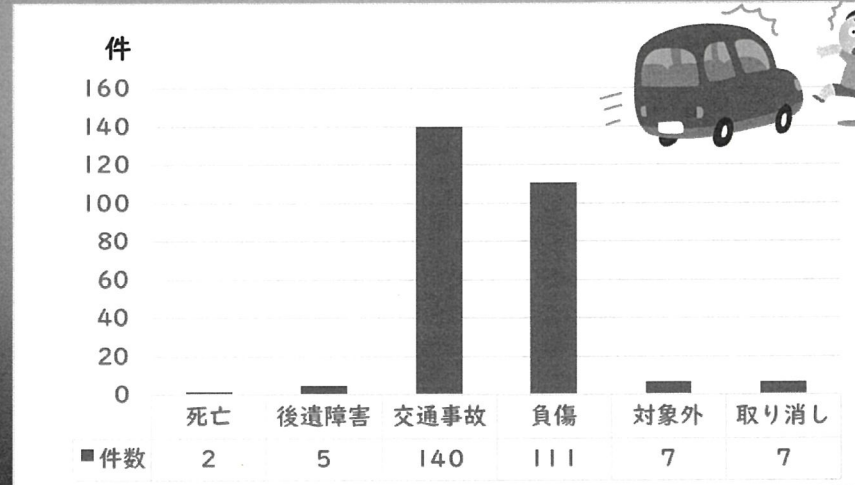
### P災コース→部活動指導者(教職員・外部指導者等)

- ▽ 学校管理下の部活動指導における事故・急性の疾病のうち公務災害にあたらぬもの  
(死亡、後遺障害、負傷、突然死)

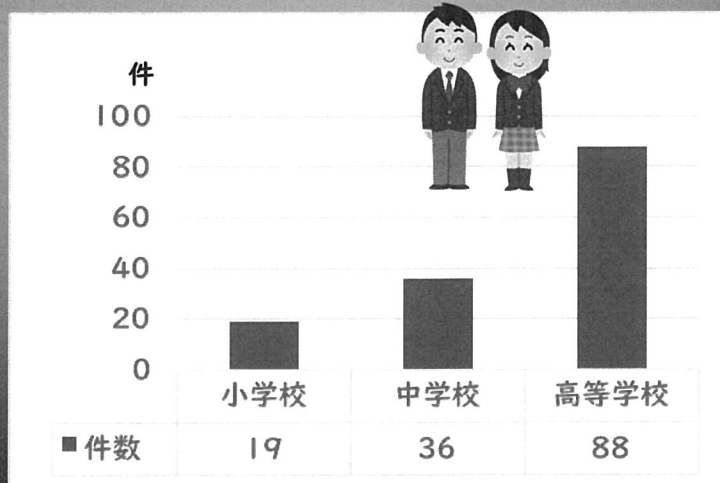
### P 災コース 事故報告数 R3~R7



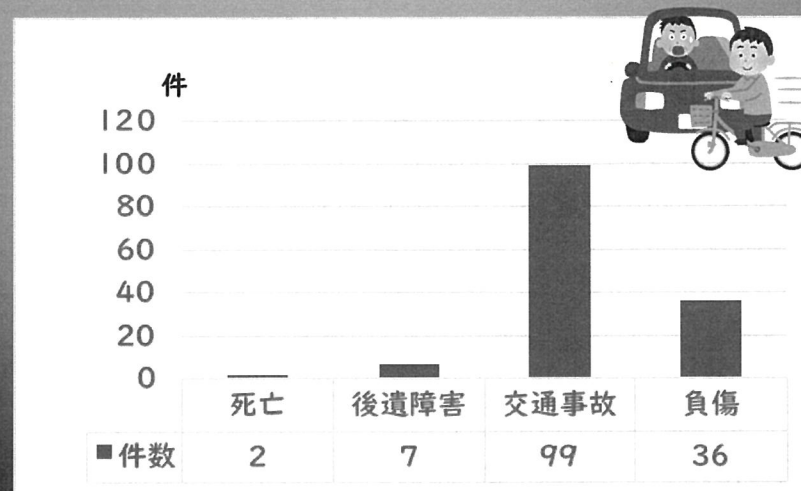
### P 災コース R7事故報告の内訳(R8.1.31現在)



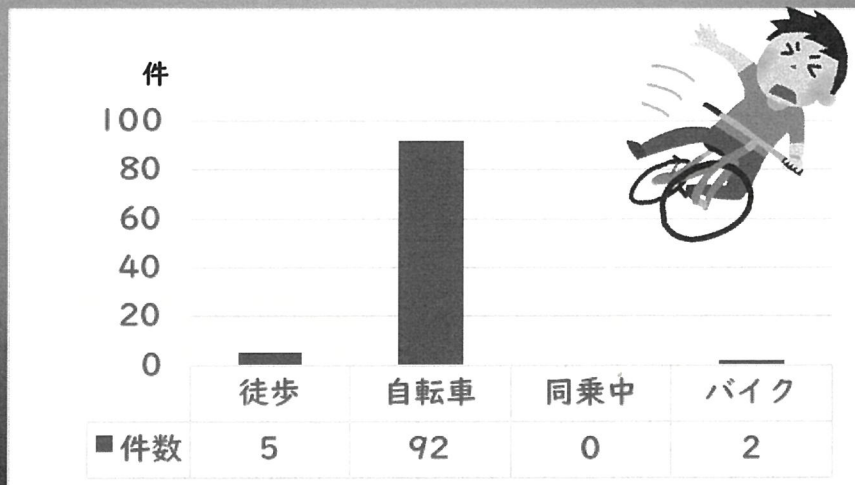
### P 災コース R7給付の校種別件数(R8.1.31現在)



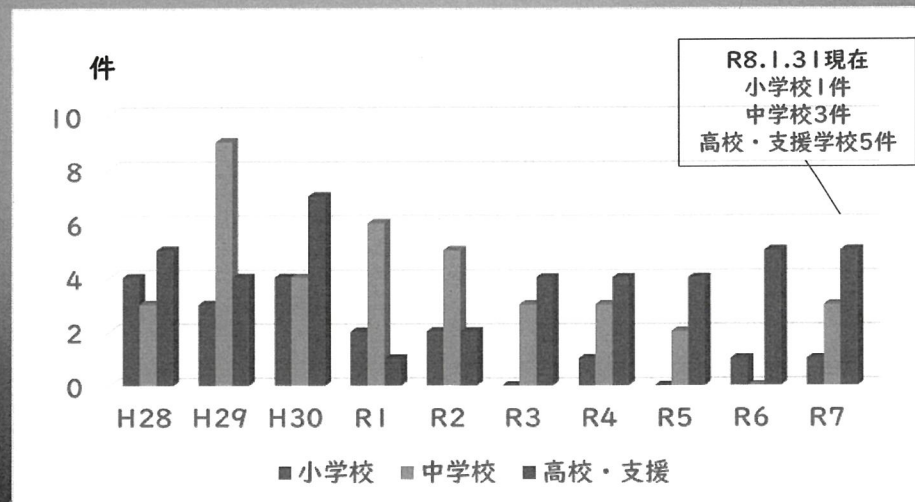
### P 災コース R7給付の内訳 (R8.1.31現在)



## P災コース R7交通事故給付の内訳 (R8.1.31現在)



## P災コース 死亡・後遺障害給付件数の推移



## 給付の対象となるのは？

### 安互コース→保護者 (PTA会員)

- PTA活動に参加中の事故・急性の疾病  
(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)
- 学校行事に参加中の事故・急性の疾病  
(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)
- PTA会長承認行事に参加中の事故・急性の疾病  
(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)

\*学級や学年での活動のPTA会長承認行事

\*いずれも活動に参加するための往復中を含む

## 保護者 (PTA会員) の給付範囲 (例)

- ◆PTA活動への参加・往復中  
学級活動、学年活動、全体活動、役員・委員活動、総会、役員会、委員会、学級会、学年会、打ち合わせ会、PTA代表としての活動 (学校、地域 など)  
市町村PTA団体の活動、県・九州・日本PTA団体の活動 (関連する準備、練習なども事前計画されたものは含む)
- ◆学校行事への出席・往復中  
入学式、卒業式、授業参観、学級懇談、講演会、運動会、進路相談会、部活動支援 (校長・PTA会長承認のもの)
- ◆PTA会長承認行事への参加・往復中  
PTA主催でない行事・試合への部や学級など団体での参加

## 給付の対象となるのは？

### 安互コース→教職員（PTA会員）

- PTA活動に参加中の事故・急性の疾病  
(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)
  - PTA会長承認行事に参加中の事故・急性の疾病  
(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)
  - ・学級や学年での活動のPTA会長承認行事
- \*いずれも活動に参加するための往復中を含む

## 給付の対象となるのは？

### 安互コース→PTA活動の指導者・支援者

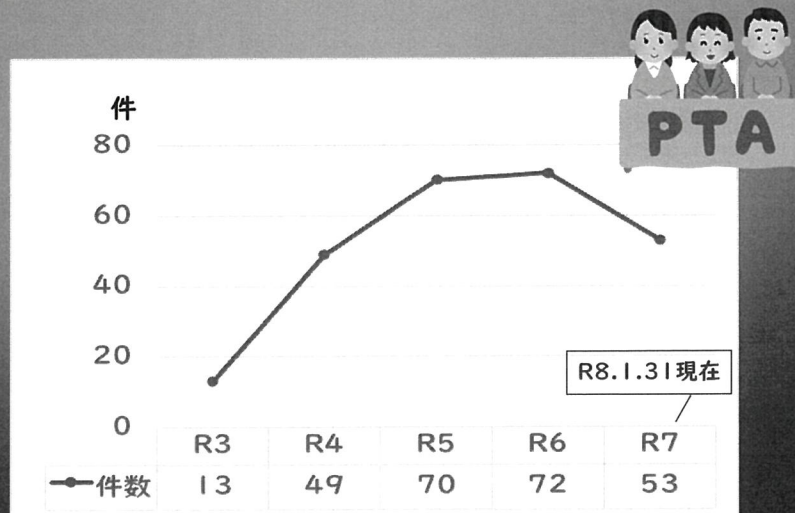
- PTA活動のうち該当する活動に限り、共済給付の対象
- ・防犯パトロールに参加の地域の方々
- ・研修会や講演会の講師 など

### 安互コース→PTA準会員

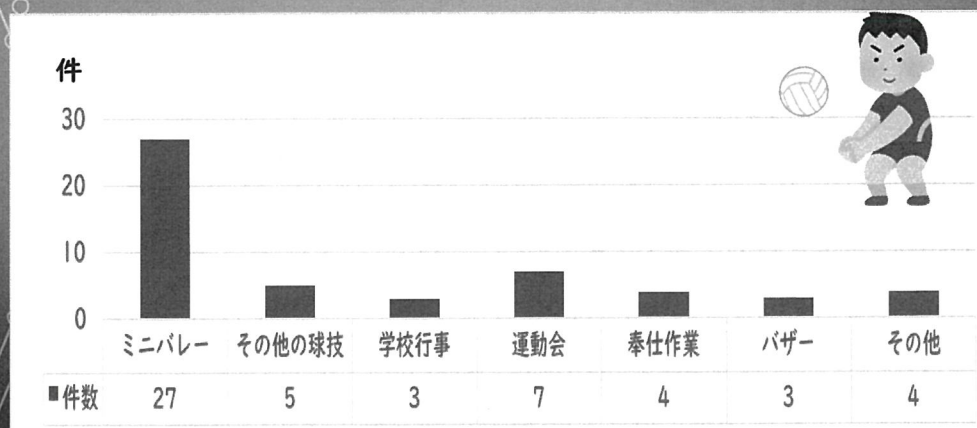
- PTA活動に参加中の事故・急性の疾病  
(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)
- ・PTA活動に年間通して支援を行う地域の方

\*PTA活動の支援や指導が公務災害、労働災害の対象となる場合は給付の対象となりません。

## 安互コース 事故報告数 R3~R7



## 安互コース R7事故報告の内訳(R8.1.31現在)



## 安互コース R7負傷・交通事故給付の内訳

(R8.1.31現在)



## 共済金給付の対象とならないもの

- ◆ 加入していない場合
- ◆ 自殺、犯罪行為、闘争行為、無免許運転
- ◆ 被災者の故意の行為・重大な過失
- ◆ 地震、噴火、津波（災害時の学校・PTA等の救援活動は除く）
- ◆ 通常の経路・方法を使わない往復中の事故
- ◆ 公共交通機関に搭乗中の事故、国外での事故
- ◆ 飲酒・薬物乱用によって発生した異常
- ◆ 核燃料物質・放射線によって発生した事故
- ◆ 医学的他覚所見のない「むちうち」「腰痛」
- ◆ 共済金を受け取る者の故意・重大な過失
- ◆ 報告のないもの、時効の以後に請求されたもの

## 負傷共済金給付は・・・

事故につき、1回限り

通院・入院は  
180日が上限

\* 治療終了後（かつ請求期間の期限内に、早めに）  
共済金給付請求手続きをしてください。

注意：治療がすべて終了し、治癒した（治癒）  
治療を中止したが、問題のない状態である（中止）  
\* 後遺障害に相当しないことを確認してください。

\* 共済金給付請求には、医師又は歯科医師の診断書兼診療状況報告書が必要です。（保険点数が共済金の算定基準）

・ 負傷共済金に加算されるもの

院外処方薬剤、装具自己負担分、文書料等（領収書原本添付）

## 共済金給付の注意点！

負傷共済金給付額は「医療保険内治療」のみ算出されます。

**アキレス腱断裂事故**に対する共済金は一律18万円

**歯科保険外治療費**（見込み額含む）は、歯科医師が保険外補てつ治療の必要性があることを診断した場合のみ給付されます。

- ・ 被災した歯の初回治療が終了した時点で、将来の保険外補てつ治療が必要であると診断された場合、または保険外補てつ治療を受けた場合
- ・ 事故後約2年が経過した時点で、将来の保険外補てつ治療が必要であると診断された場合

\* いずれも受傷時及び最終診断時のX線検査所見が必要です。

\* 「保険外補てつ治療が必要なし」と診断された場合は給付されません。

共済金給付の注意点！

**注意**

事故報告書の提出は  
事故発生後30日以内！

事故発生後、  
2年を経過するまでに  
事故報告がされないと  
共済給付の対象に  
なりません！



熊本県PTA共済は相互扶助

～ひとはみんなのために  
みんなはひとりのために～

一般財団法人

熊本県PTA教育振興財団

